第20回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時: 平成31年4月25日(木)

午後3時00分~午後5時00分

2、開催場所: 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (6人)

会 長 7番 知念 一義

委員 1番 渡久地 真吾 5番 大城 綱徹

2番 喜納 キミ子 6番 太田 守隆

3番 高良 久

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第95号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第97号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第98号 非農地証明願いについて

6. 農業委員会事務局

事務局長 安里孝夫

農政班長 比嘉貴哉

7、会議の概要

議長 ただ今から第20回本部町農業委員会の総会を開催いたします。

委員の出席について、事務局、報告お願いします。

事務局 全員、出席しております。

議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、

会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がございませんので議事録署名員は3番委員と5番委員にお願いします。

書記は事務局職員にお願いします。

会議についてお諮いします。

本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 議案に入ります。

議長 議案第95号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第95号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借) 上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に

基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の

意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 北里974 登記、登記現況共に畑、 面積1,038㎡

利用権を設定する者:本部町在住A氏

利用権の設定を受ける者:本部町在住B氏

利用権の設定期間:5年間(賃貸借)

添付資料説明

番号2番 北里621-1 登記 現況共に畑、 面積939㎡

利用権を設定する者:本部町在住C氏

利用権の設定を受ける者:本部町在住D氏

利用権の設定期間:10年(賃貸借)

添付資料説明

番号3番 北里1178-1 登記 現況共に畑、 面積1,739㎡

利用権を設定する者:本部町在住E氏

利用権の設定を受ける者:本部町在住F氏

利用権の設定期間:10年(賃貸借)

添付資料説明

番号4番 北里1061-1-n1 登記 現況共に畑、 面積2.000㎡

利用権を設定する者:本部町在住G氏

利用権の設定を受ける者:本部町在住H氏

利用権の設定期間:9年10ヶ月(賃貸借)

添付資料説明

番号5番 石川255 登記現況共に畑、 面積2,015㎡

石川259-1 登記現況共に畑、 面積1,513㎡

石川259-2 登記現況共に畑、 面積582㎡

石川260 登記宅地、 現況畑、 面積485.74㎡

利用権を設定する者:本部町在住I氏

利用権の設定を受ける者:本部町在住J氏

|利用権の設定期間:5年(賃貸借権)

添付資料説明

以上で説明を終わります。

説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。 議長

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第95号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第95号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条 の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会 の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 豊原792-1 登記現況共に、畑 面積1,013㎡ 豊原800-2 登記現況共に、畑 面積163㎡ 登記現況共に、畑 面積589 豊原802

譲渡人:本部町在住K氏

譲受人:本部町にある農業生産法人L

権利種別:所有権移転 申請事由:規模拡大 添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

> 質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)

では、議案第96号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第96号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第97号 農地法第5条の規定による許可申請について

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第97号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第5条の 規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定による

農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は8件です。

番号1番 瀬底3182-1 登記現況共に、畑 面積330㎡

譲渡人:本部町在住M氏 譲受人:埼玉県在住N氏 転用目的:一般個人住宅

転用理由:移住し、申請地に住宅を建てたい。 農地区分:その他生産性の低い第二種農地

添付資料説明

番号2番 瀬底3216-1 登記現況共に、畑 面積822㎡

譲渡人:本部町在住O氏 譲受人:埼玉県在住P氏 転用目的:宿泊施設

転用理由:移住し、生活のため申請地に宿泊施設を建てたい。

農地区分:その他生産性の低い第二種農地

添付資料説明

番号3番 瀬底1280 登記現況共に、畑 面積306㎡

譲渡人:静岡県在住Q氏

譲受人:愛知県にある株式会社R

転用目的:別荘

転用理由:社長の別荘を建てたい。 農地区分:連たん近接の第二種農地

番号4番 瀬底478-5 登記現況共に、畑 面積500㎡

譲渡人:那覇市在住のS氏 譲受人:金武町在住のT氏 転用目的:一般個人住宅

転用理由:現在借家住まいなので、申請地に住宅を建てたい。

農地区分:連たん近接の第二種農地

番号5番 北里1329-1 登記現況共に、畑 面積352㎡

譲渡人:本部町在住U氏 譲受人:本部町在住V氏

転用目的:店舗

転用理由:新規事業として菓子店舗を建築したい。

農地区分:その他生産性の低い第二種農地

番号6番 北里1328-1 登記現況共に、畑 面積352㎡

譲渡人:本部町在住W氏 譲受人:奈良県在住Y氏 転用目的:一般個人住宅

転用理由:移住し住宅を建築するため。

農地区分:その他生産性の低い第二種農地

番号7番 辺名地236-1 登記現況共に、畑 面積666㎡

譲渡人:本部町在住Z氏

譲受人:本部町在住株式会社A

転用目的:貸事務所

転用理由:貸事務所新築工事

農地区分:その他生産性の低い第二種農地

番号8番 東501 登記現況共に、畑 面積394㎡

東502 登記現況共に、畑 面積485㎡ 東506-1 登記現況共に、畑 面積1987㎡ 東549-1 登記現況共に、畑 面積165㎡

東549-3 登記現況共に、畑 面積13㎡ 5筆合計1,255㎡

譲渡人:本部町在住B氏 譲受人:名護市在住C氏 転用目的:従業員駐車場

転用理由:会社の営業車両用駐車場や従業員駐車場が不足しているため、

利便性のよい当該地を駐車場用地として利用したい。

農地区分: 役所等500mの第二種農地

以上で説明を終わります。

議長 | 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

6番委員 | 補足説明させていただきます。

今回申請のあった8件全て事前着工等はありませんでした。

以上で補足説明を終わります。

議長 補足説明終わりました。何か質問や意見はありますか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第97号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第97号は可決致します。

議長 次に進みます。

事務局 | 議案第98号 非農地証明願いについて

事務局より説明をお願いします。

議案第98号 非農地証明願いについて

上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、 農地法第2条の規定に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、 可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 願出人:本部町在住名護市在住D氏

申請農地:東583-5 登記、畑 面積291m²

申請要旨:長い間畑として利用していない為、雑草・雑木が生い茂り、

畑として利用することが困難である。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住E氏

申請農地: 豊原482-1 登記、畑 面積778㎡

申請要旨:該土地は長い間放置され、雑草・雑木が繁茂している。

所有者:本部町在住F氏

添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住G氏

申請農地:石川312 登記、畑 面積835㎡

石川237 登記、畑 面積2,194㎡

申請要旨:長い間畑として使用しておらず、雑草・雑木が生い茂っている。

所有者:願出人に同じ

添付資料説明

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

5番委員 補足説明させていただきます。

番号1番については、長い間農地として使用されている様子ではありませんでしたが、

|農業委員会として、違反転用の把握をしている農地であります。

番号2番については、農地の約7割が森林状態となっていました。

番号3番については、石川312は中の方で耕作されている様子があり、農地でした。

石川237は、非農地状態となっていました。

番号4番については、海沿いの農地で、木が生い茂っていて農地として適していない様子でした。

議長 補足説明が終わりました。

説明の中で、非農地ではないという説明があったことも含め、何か質問や意見はありませんか。

1番委員 ■番号1番は、長い間駐車場として使用していて、農業委員会から指導もしていることから、

|非農地証明ではなく、転用申請の手続きを踏むべきだと思います。

番号3番の石川312については、中の方が農地でしたので、否決相当であると思われます。

議長 5番委員、1番委員の意見を整理すると、

番号1番は否決相当。

番号2番は可決相当。

番号3番は石川312は否決、石川237は可決相当。

番号4番は可決相当。ということですが、何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第98号は否決または可決決定と致します。

(異議なしの声あり)

議長 本日の総会はこれをもって閉会いたします。

議事録署名員 3番 高良 久

5番 大城 綱徹

本部町農業委員会会長

閉会時間 17時00分 会長 知念 一義